

旭川市遊泳用プールに関する衛生指導要綱

平成 12 年 6 月 5 日

旭衛検第 95 号

改正 平成 20 年 3 月 28 日旭衛検第 503 号

第 1 目的

この要綱は、遊泳用プール（以下「プール」という。）の設置、構造設備、維持管理等について、環境衛生上必要な事項等を定め、プールの適正な管理を図ることを目的とする。

第 2 定義

この要綱において「プール」とは、水槽を設けて人工的に水を溜め、多数の者に遊泳させる施設のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び第 124 条に規定する専修学校に設置されるものを除いたものをいう。

第 3 設置等の届出

1 設置届出

プールを設置しようとする者は、あらかじめ、第 2 に定める本体の水の容量が 50 立方メートル以上のプールについて、別に定めるところにより、次に掲げる事項を保健所長に届け出なければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名）

(2) プールの名称及び所在地

(3) プール設備、付帯設備及びその他の設備（以下「プール施設」という。）の構造設備の概要

(4) プールの稼働期間

(5) 管理責任者及び衛生管理者の氏名等

(6) その他必要な事項

2 構造等変更届出

前項の規定による届出をした者（以下「プール設置者」という。）は、前項第 3 号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、別に定め

るところにより、その旨を保健所長に届け出なければならない。

### 3 氏名変更等届出

プール設置者は、前項第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる事項に変更があったとき、又は届出に係るプールの使用を休止し、若しくは廃止したときは、速やかに、別に定めるところにより、その旨を保健所長に届け出なければならない。

### 4 承継届出

プール設置者から、第1項の当該届出をした者の地位を承継した者は、速やかに、別に定めるところにより、その旨を保健所長に届け出なければならない。

## 第 4 水質基準等

1 プール設置者は、プール水の水質を、別に定める水質基準に適合させること。

2 プール設置者は、プール施設で使用した水を公共用水域に排出するときは、排出先の水質などの周辺環境に十分配慮すること。

## 第 5 空気基準

プール設置者は、屋内施設における空気環境を、別に定める空気基準に適合させること。

## 第 6 照度基準

プール設置者は、屋内プール又は夜間に使用する屋外プールの水面及びプールサイド等の照明を、別に定める照度基準に適合させること。

## 第 7 施設基準

1 プール設置者は、プール施設を利用者が快適で衛生的に利用できるよう、別に定める施設基準にしたがって整備すること。

2 北海道が制定した「遊泳用プールに関する衛生指導要綱」の施行の日（平成5年6月16日）において、設置済み又は設置工事中のプール施設に対しては、前項の基準は適用しない。ただし、当該プールのうち、本要綱の施行日以降に変更に着手する部分については、この限りでない。

## 第 8 管理責任者、衛生管理者等の配置

プール設置者は、プール施設の維持管理及び利用者の安全を図るために、別に定める管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員をおくこと。

## 第 9 維持管理基準

- 1 プール設置者は、プール施設を利用者が衛生的で快適、かつ安全に利用できるよう、別に定める基準にしたがって維持管理すること。
- 2 プール設置者は、プール施設の衛生や安全が損なわれ、又は損なわれるおそれがある場合は、利用者の数を制限するなど必要な措置をとること。

## 第 10 水質等の測定

プール設置者は、次に掲げる事項を測定し、その結果を記録すること。

- (1) プール水の濁度、遊離残留塩素濃度及び水温等
- (2) 屋内のプールにあっては、二酸化炭素の濃度
- (3) 屋内プール又は夜間に使用する屋外プールにあっては、プールの水面及びプールサイドの照度

## 第 11 緊急時の対応

- 1 プール設置者は、プール施設に起因する疾病の発生が判明したときは、プール水や当該施設の消毒又は使用制限を実施するとともに、直ちに保健所長に報告して指導を受けること。
- 2 プール設置者は、プール施設において事故が発生したときは、傷病者の救助及び救護を迅速に行い、直ちに消防等の関係機関に通報するとともに、速やかに保健所長に事故の内容等を報告すること。
- 3 施設の異常が発見された場合は、危険箇所に遊泳者を近づけないよう直ちに措置するとともに、プールの使用を中断して当該箇所の修理を行い、修理が完了するまでプールを使用しないこと。特に排(環)水口の異常が発見された場合は、循環または起流ポンプを停止すること。

## 第 12 自主管理マニュアルの作成

プール設置者は、緊急時の連絡先、搬送方法及び連携する医療機関等を定めるとともに、プール施設を自主的に管理するためのマニュアルを作成し、これにしたがって利用者の衛生と安全を確保すること。

また、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ること。

## 第 13 報告及び立入調査

- 1 保健所長は、必要があると認めるときは、プールを設置しようとする者若しくはプール設置者（以下「プール設置者等」という。）に対し報告をさせ、又はその職員に、プール施設等に立ち入り、プール施設の衛生状況、

構造設備、維持管理等について、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、別に定める身分を示す証明書を携行し、関係者の求めに応じて提示しなければならない。

3 プール設置者等は、第1項の規定による報告及び立入調査に協力すること。

#### 第14 指導等

1 保健所長は、プール施設等がこの要綱の規定に適合しないとき、又は公衆衛生上支障があると認めるときは、プール設置者等に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 プール設置者等は、前項の規定による指導に誠実に対応すること。

3 プール設置者等は、第1項の規定による指導に基づいて、必要な措置を講じたときは、速やかに、その内容を保健所長に報告すること。

#### 第15 プール管理日誌

プール設置者は、プール管理日誌を備え、必要な事項を記載すること。

#### 第16 その他

この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### 1 施行期日

この要綱は、平成12年6月5日から施行する。

#### 2 経過措置

この要綱の施行の際北海道旭川保健所長がした指導その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの要綱の施行の日前に北海道旭川保健所長に対してなされた届出その他の行為は、この要綱の規定に基づき旭川市保健所長がした指導その他の行為又は旭川市保健所長に対してなされた届出その他の行為と見なす。

附 則 (平成20年3月28日旭衛検第503号)

#### 1 施行期日

この要綱は、平成20年3月28日から施行する。

# 旭川市遊泳用プールに関する衛生指導要領

平成 12 年 6 月 5 日

旭衛検第 95 号

改正 平成 13 年 9 月 18 日旭衛検第 338 号 平成 20 年 3 月 28 日旭衛検第 503 号

## 第 1 目的

この要領は、「旭川市遊泳用プールに関する指導要綱（以下（要綱）といふ。）」第 16 の規定に基づき遊泳用プールの設置、構造設備等について、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 対象プール

- 1 要綱の対象とするプールは、要綱第 2 の定めるところによる。
- 2 プールと同一施設内に小規模のものを併設する場合にあっては、全体をプールとして取り扱うこと。
- 3 幼少児が多数利用するものについては、特に各基準の適合等に配慮すること。

## 第 3 プール施設の設置等の届出

### 1 設置届出

要綱第 3 第 1 項の規定による届出は、別記第 1 号様式の設置届出書によつてしなければならない。

### 2 構造等変更届

要綱第 3 第 2 項の規定による届出は、別記第 2 号様式の構造等変更届出書によつてしなければならない。

### 3 氏名変更等届出

要綱第 3 第 3 項の規定による届出は、別記第 3 号様式の氏名変更等届出書によつてしなければならない。

### 4 承継届出

- (1) 要綱第 3 第 4 項の規定による届出は、別記第 4 号様式の承継届出書によつてしなければならない。
- (2) プール施設を承継したものは、要綱第 14 に掲げる事項についても、地位を承継すること。

## 第 4 水質基準等

1 要綱第4第1項の規定による水質基準は、次のとおりとする。

- (1) 水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下であること。
- (2) 濁度は、2度以下であること。
- (3) 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき12ミリグラム以下であること。
- (4) 遊離残留塩素濃度は、1リットルにつき0.4ミリグラム以上であること。

また、1リットルにつき1.0ミリグラム以下であることが望ましい。

- (5) 二酸化塩素による消毒を行う場合の濃度は、1リットルにつき0.1ミリグラム以上0.4ミリグラム以下であること。

また、亜塩素酸濃度は、1リットルにつき1.2ミリグラム以下であること。

- (6) 大腸菌は、検出されないこと。
- (7) 一般細菌は、1ミリリットルにつき200CFU以下であること。
- (8) 総トリハロメタンは、暫定目標値として1リットルにつきおおむね0.2ミリグラム以下が望ましいこと。

2 水質検査は、遊離残留塩素濃度については、少なくとも毎日午前中1回以上及び午後2回以上の測定（このうち1回は、遊泳者数のピーク時に測定することが望ましいこと。）を、水素イオンの濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については、毎月1回以上の測定を、総トリハロメタンについては、毎年1回以上の測定（通年営業または夏期営業のプールにあたっては、6月から9月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあっては、水温が高めの時期とすること。）を行うこととし、これらの測定は定期的に行うこと。

また、施設の利用状況等により、水質検査の回数を適宜増やすこと。

3 プール水の消毒にオゾン処理又は紫外線処理を行う場合にあっても、塩素消毒を併用すること。その水質は、第1項の基準を適用すること。

4 海水又は温泉水を用水として利用するプールであって、プール水の清浄度が保てる場合には、第1項第4号及び第5号に掲げる検査項目について、適用を除外することができる。

また、原水である海水又は温泉水の性状によっては、第1項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に定める検査項目の一部について適用を除外することができる。

5 水質検査の試料の採取地点は、次のとおりとする。

- (1) 矩形のプールでは、プール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置で、3か所以上の水面下20センチメートル及び循環ろ過設備の取り入れ口付近の1か所とする。
- (2) その他の形状のプールでは、その形状に応じて、適切な地点を加えること。

6 水質の測定は、次の方法により実施する。

- (1) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタン  
水道法（昭和32年法律第177号）第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令（平成15年厚生省令第101号）に定める検査方法若しくは上水試験方法（日本水道協会編）又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- (2) 遊離残留塩素、二酸化塩素及び亜塩素酸の濃度  
ジエチル-p-フェニレンジアミン法（D P D法）又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- (3) 大腸菌

大腸菌の測定は、水質基準に関する省令に定める検査方法によること。

第 5 空気基準等

- 1 要綱第5の規定による空気基準は、次のとおりとする。  
二酸化炭素の含有率は、0.15パーセント以下であること。  
また、2月以内ごとに1回、定期的に測定を行うこと。
- 2 空気の測定は、その場所の空気環境を代表する地点を選定し、床上75センチメートル以上、150センチメートル以下の位置で、日本工業規格K0804に定める検知管式方式による二酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。  
また、基準に適合しているか否かの判定は、使用開始時から中間時、中間時から使用終了時の適切な2時点において測定し、その平均値をもって

行うこと。

## 第 6 照度基準等

1 要綱第6の規定による照度基準は、原則として100ルクス以上とするが、水中照明を設けたり、出入り口、水深等の表示及び付帯設備がよく見えるようとする等、プール内及びプールサイド等の管理が十分できるような措置が講じられている場合は、この限りでない。

2 照度の測定は、衛生試験法注解（日本薬学会編）に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によることが望ましい。

## 第 7 施設基準

要綱第7の規定による施設基準は、次のとおりとする。

### 1 施設基準の考え方

(1) プール施設は、プールの利用形態や利用者数に見合ったものとすること。

特に、特定の時期に利用者が集中するプールについては、そのピーク時に見合った設備を備えること。

(2) プール施設は、安全にかつその稼働、点検整備、清掃等の維持管理が容易にできるよう設置すること。

### 2 プール設備

#### (1) プール本体

ア プール水に接する部分の構造用材は、不浸透性で耐久性のあるものを用いること。

イ 給水及び排水が容易にできること。

ウ 清掃しやすい構造であること。

エ プールの周辺からプール内に汚水が流入しない構造であること。

オ 利用者の見やすい位置に、プールの規模に応じて、適切な水深の表示を行うこと。

#### (2) プールサイド及び通路等

ア プール本体の大きさ、利用者数に見合った広さを確保すること。

イ プールサイドの舗装材は濡れた状態でも滑りにくい材料を使用し、表面の粗いものは避けること。

ウ 幼児用プールを含む複数のプールが設置され、多様な年齢層による

利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、幼児が大人用プールで溺れる等の事故防止のため、必要に応じて幼児用プールの外周を柵等で区分することが望ましい。

#### (3) 給水設備

ア 給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流を防止するため、吐水口空間を設ける等の措置を講ずること。

イ 新規の補給水量を常に把握できるよう、当該プールごとに補給水専用の量水器を設けること。

#### (4) 排（環）水設備

ア 吸い込み及び吸い付き事故を防止するため、排（環）水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させる（蓋の重量のみによる固定は不可）とともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を行うこと。

また、排（環）水口の蓋等、それらを固定しているネジ、ボルト等は、接触によるけがを防止できる仕様とすることや、蓋等の穴や隙間は、子どもが手足を引き込まれないような大きさとする等、材料の形状、寸法、材質及び工法等についても十分配慮した措置を講ずること。

イ 異常発生時にポンプを緊急停止させる装置及び吸い付きによる事故時に配管内の圧力を抜くための装置を、監視員が常時待機しているプールサイドや監視室等に設置することが望ましい。

ウ 排水路を含めて、周辺の生活環境に十分配慮した構造とすること。

#### (5) 净化設備

ア プール水の浄化には、循環ろ過方式等の浄化設備を設けること。

イ 循環ろ過装置の処理水量は、計画遊泳者数及び用途等に応じて決定し、プール本体の水の容量に循環水を加えた全容量に対して、1時間につき6分の1以上を処理する能力を有すること。

また、夜間、浄化設備を停止するプールにあっては、1時間につき4分の1以上を処理する能力を有すること。

ウ 循環水の量を常に把握できるよう、当該循環水専用の量水器を設けること。

エ 循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が、0.5度以

下であること（0.1度以下が望ましいこと。）。また、循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓又は測定装置を設けること。

(6) 消毒設備

- ア 塩素、塩素剤又は二酸化塩素（以下「塩素等」という。）を連続して注入できる設備とすること。
- イ 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用すること。
- ウ プール水中の遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を用いる場合は二酸化塩素濃度）が均一になるよう、注入口の位置や数を調整するとともに、有効な消毒効果が得られるような設備を設けること。
- エ オゾンや紫外線を用いて消毒する場合であっても、必ず塩素等を併用すること。
- オ オゾン発生装置については、オゾン注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用すること。

(7) オーバーフロー水再利用設備

- ア オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水、床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。
- イ 唾液やたんを処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合であって、オーバーフロー水を再利用するときは、当該オーバーフロー水の循環系統内に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。

(8) 適用除外

海水又は温泉水を利用しているプールで、常に清浄な水の流入によりプール水の清浄が保てる場合は、第5号の浄化設備及び第6号の消毒設備の規定の一部を適用しないことができる。

(9) その他

プールやプールサイド等における事故防止のため、施設の安全に配慮すること。

### 3 付帯設備

(1) 更衣室

- ア 男女別に区分し、双方及び外部から見通せない構造とすること。
- イ 利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。

ウ 利用者が着替え中に不快感を生じないような構造とすること。

エ 床の構造用材は、不浸透性で耐久性のある滑りにくいものを用いること。

(2) 遊泳前の洗浄用シャワー設備

ア 更衣室及び便所からプール本体に至る途中に設置し、通過式洗浄設備とする等により、プール利用者が効果的に洗浄できる構造とすること。

イ 洗浄に使用する水は、飲用に適したものを十分に供給すること。

ウ 床等の構造用材は、不浸透性で耐久性のある滑りにくいものを用いること。

エ 容易に排水ができ、洗浄水が滞留しない構造とすること。

オ 洗浄水は、プール水として再利用できない構造とすること。

(3) 便所

ア 男女別に区分し、双方及び外部から見通せない構造とすること。

イ 便器は、利用者数に見合った数を設け、水洗式の構造とすること。

ウ 専用の手洗い設備を設けること。

エ 床の構造用材は、不浸透性で耐久性のあるものを用いるとともに、清掃しやすい構造とすること。

(4) うがい設備

ア 利用者がうがいをしたり、唾液やたんを吐くための設備をプールサイドに設けること。

イ 衛生的な管理ができる、かつ衛生的に使用できる設備とすること。

ウ うがい用の水は、飲用に適したものを十分に供給すること。

(5) 洗面、洗眼及び上がり用シャワー設備

ア 衛生的な管理ができる、かつ衛生的に使用できる設備とするとともに、利用者が利用しやすい位置に設けること。

イ 洗浄に使用する水は、飲用に適したものを十分に供給すること。

ウ 利用者数に見合った数を設けること。

エ 洗眼用の水栓は、専用のものとし、洗浄水の水圧は、眼球に影響を与えないものであること。

オ 上がり用シャワー設備は、利用者が効果的に利用できる設備とし、

洗浄水をプール水として再利用できない構造とすること。

(6) くずかご

更衣室、観覧席及び休憩所等に、適当な数のくずかごを備えること。

(7) 資材の保管設備

塩素剤、測定用試薬及び測定用機器等を安全に保管できる設備を設けること。

また、施錠可能な設備を設けることが望ましい。

(8) 空気調和設備

第5の規定による空気基準を維持できる換気設備を設けること。

屋内プールにあっては、二酸化炭素の含有率を0.1パーセント以下に維持できる能力を有する換気設備を設けるとともに、効果的な換気ができるよう、吸気の取入口及び排気口の位置についても適切な配慮をすること。

また、利用者に肌寒さを感じさせない温度が保てる暖房設備を設けること。

#### 4 その他の設備

(1) 監視設備

利用者の安全を守るため、施設の規模及びプール槽の形状等により必要に応じて、プールの水域全体が容易に見渡せる場所に監視設備（監視台）を相当数設けることが望ましい。

(2) 救命器具、救護室及び医務室等

ア プールサイド等に担架等の救命具を備え、必要な場合に直ちに使用できるようにしておくこと。

また、AED（自動体外式除細動器）については、救護室、医務室等適当な場所に配備することが望ましい。

イ プール利用者のけがや急病に備え、救護室及び医務室等を設けることが望ましい。

また、緊急時に直ちに対処できるよう、救命具及び救急医薬品等を備えること。

(3) 採暖設備

ア 採暖室又は採暖槽を設ける場合には、衛生的に管理ができ、かつ衛

生的に使用できる構造設備とすること。

イ 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は水温が比較的高めの設備を設ける場合は、「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」(平成15年7月25日付け厚生労働省告示第264号) 第2 2構造設備上の措置に準じた構造設備とすること。

(4) 遊技設備

遊技設備等を設ける場合には、危険防止のため、十分な措置を講ずること。

(5) 観覧席

ア 観覧席への出入口は、プール利用者と区分し、観覧者専用とすること。

イ 観覧席とプールサイドとの間は、完全に仕切ること。

(6) 掲示設備

利用者の見やすいところに、次の事項を表示する設備を設けること。

ア 排（環）水口部を示す標識

イ 排（環）水口部に触れること、飛び込むこと及びプールサイドを走ること等、プール利用に際しての注意及び禁止事項

ウ プールの水深等施設の案内

エ その他必要な事項

(7) 放送設備

プール利用者に危険発生等を周知するため、施設の規模等に応じて、放送設備を設置すること。

また、監視員と管理責任者が緊急時等に円滑に連絡を行うための通信手段を確保することが望ましい。

第 8 管理責任者及び衛生管理者等

要綱第8の規定により、次の者を置くこと。

なお、施設の規模等によりそれぞれの役割を重複して担っても差し支えない。

1 管理責任者

(1) プールにおける安全、かつ衛生的な維持管理及び運営に当たる管理責

任者を置くこと。

- (2) 管理責任者には、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者を選任すること。

なお、公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講した者とすることが必要であり、これらに関する資格を取得していることが望ましい。

- (3) プール設置者は、自ら管理責任者になることができる。

## 2 衛生管理者

- (1) プールにおける衛生的な維持管理及び安全の実務を担当する衛生管理者を置くこと。

- (2) 衛生管理者には、プールにおける衛生及び安全についての知識及び技能を持つ者を選任すること。

なお、公的な機関や公益法人等の実施するプールの施設及び衛生に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得していることが望ましい。

## 3 監視員

- (1) プール利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動に当たる監視員を置くこと。

また、プール全体がくまなく監視できるよう施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置すること。

- (2) 監視員には、一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者を選任すること。

なお、公的な機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とすることが望ましい。

## 4 救護員

- (1) プール施設内で傷病者が発生した場合に応急救護に当たる救護員を置くこと。

また、施設の規模に応じ、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

(2) 救護員には、公的な機関や公益法人等が実施する救急救護訓練を受けた者を選任すること。

なお、救急救護に関する資格を取得した者を選任することが望ましい。

## 第 9 維持管理基準

要綱第9第1項の規定による維持管理基準は、次のとおりとする。

### 1 プール水の管理

(1) プール水は、常に消毒を行うこと。

また、遊離残留塩素濃度がプール内で均一になるよう管理すること。

(2) プール水は、常に浮遊物など汚染物質の除去に努め、第4第1項に規定する水質基準を保つこと。

また、新規補給水量及び時間当たり循環水量を常に把握すること。

(3) プール水の温度は、原則として22度以上とし、水温が均一になるよう配慮すること。

(4) 水質検査の結果が、第4第1項に規定する水質基準に適合していない場合には、次の措置を講ずること。

ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。

一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。

イ 遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラムを下回った場合は、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を1リットルにつき0.4ミリグラム以上としてから遊泳を再開すること。

ウ 大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が1リットルにつき0.4ミリグラムを下回った場合にはイの措置を講ずること。

また、1リットルにつき0.4ミリグラム以上であった場合には、大腸菌の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。

エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合のイ及びウの適用については、「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「1リットルにつき0.4ミリグラム」を「1

リットルにつき 0.1 ミリグラム」と読み替えるものとする。

この場合において二酸化塩素濃度が 1 リットルにつき 0.4 ミリグラムを超えたとき又は亜塩素酸濃度が 1 リットルにつき 1.2 ミリグラムを超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。

## 2 プール設備の管理

### (1) プール本体

ア プールの使用期間前には、十分な清掃及び消毒を行うとともに、点検チェックシート等を作成し、施設の点検及び整備を確実に行うこと。

特に排(環)水口については、水を抜いた状態で、蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認し、異常が発見された場合は直ちに設置者に報告するとともに、プール使用期間前に修理を行うこと。

イ 年間を通じて使用するプールにおいては、1年に1回以上、定期的にプール水の全量を入れ替え、その際に水を抜いた状態で清掃及び消毒を行うとともに、アに準じて施設の点検を確実に行うこと。

また、プールの使用頻度や水質の状態又はプール本体の汚れの状況により、必要に応じてプール水の全量を入れ替え、清掃、消毒及び点検を行うこと。

ウ 入れ替え式プールにおいては、プール水の全量入れ替えは5日に1回を原則とするが、プール水の使用頻度や水質の状態等を考慮し、適宜全量を入れ替えること。

なお、プール水の全量入れ替え時には、必ずプール本体の清掃及び消毒を行うとともに、施設の点検を行うこと。

また、日頃から藻の発生防止に努めること。

### (2) プールサイド及び通路

ア 毎日1回以上清掃すること。

イ 照明器具及び床面等は、隨時点検すること。

### (3) 給水設備

ア 給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流がないか隨時点検すること。

イ 補給水量は、常に確認すること。

ウ 新規補給水と循環水の割合には、常に注意すること。

#### (4) 排（環）水設備

ア 吸い込み及び吸い付き事故を防止するため、金網及び排（環）水口の蓋等がネジ又はボルト等で正常な位置に堅固に固定されていることを、毎日のプール利用前後及び利用中の定時ごとに確認すること。

イ オーバーフロー水の排水溝等の汚れは、毎日点検すること。

ウ 排水路の状況は、毎日点検すること。

#### (5) 淨化設備

ア 利用者のピーク時においても浄化の目的が達せられるように、隨時、浄化能力を確認すること。

イ 原則として、プールの使用期間中は、1日中運転すること。

ウ プール本体の水の容量に循環水を加えた全容量に対して、1時間につき6分の1以上循環させること。

また、夜間浄化設備を停止させるプールは、1時間につき4分の1以上循環させるとともに、水質検査の回数を増やし、水質の変化を詳細に把握すること。

エ ろ剤の洗浄、供給又は交換を隨時行うこと。

オ 循環水量は、常に確認すること。

カ 循環系統は、隨時清掃し、常に清浄を保つこと。

キ 循環ろ過装置の出口の濁度検査を行うことにより、浄化設備が正常に稼働していることを確認すること。

#### (6) 消毒設備

ア プールの使用時間中は、常に運転すること。

イ 塩素等の量や注入装置の稼働状況を隨時点検すること。

#### (7) オーバーフロー水再利用設備

ア オーバーフロー水を再利用する場合には、十分な浄化及び消毒を行うこと。

イ 循環系統の配管や浄化設備を定期的に点検すること。

### 3 付帯設備の管理

#### (1) 更衣室（ロッカーを含む。）及び便所等

ア 毎日1回以上清掃し、必要に応じて衛生害虫の防除を行うこと。

イ 更衣室、便所、シャワー室の照明器具等は、隨時点検すること。

#### (2) 遊泳前及び上がり用の洗浄用シャワー設備

洗浄水は、利用者が快適に、かつ効果的に洗浄できるようにし、温水を十分に供給することが望ましい。

#### (3) 消毒剤等の保管設備

ア プールに使用する消毒剤は、他の薬剤と混和しないよう、適切に管理すること。

イ 液体塩素を用いる場合は、高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定を遵守し、適切に管理すること。

ウ 消防法（昭和23年法律第186号）で危険物に指定されている塩素剤を用いる場合は、同法の規定を遵守し、適切に管理すること。

エ 消毒剤を購入又は使用したときは、受払簿に記載するなど、使用量及び在庫量を常に明確にしておくこと。

オ 消毒剤及び遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬及び測定機器等は、経時変化や温度による影響など考慮して適切に管理し、その機能の維持等についても十分注意すること。

カ 施錠可能な保管設備にあっては、施錠すること。

#### (4) プール及び足洗い場等からの汚水の排出に当たっては、要綱第4第2項の規定を遵守すること。

### 4 利用者の管理

#### (1) 利用者の安全を図るため、次に該当する者は、遊泳させないこと。

ア 遊泳を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者。

イ 遊泳が悪影響を及ぼす病気に明らかに罹患している者

ウ 泥酔者

エ 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれが明らかである者。

#### (2) 単独で遊泳が困難な者には、付添者を求めること。

- (3) 水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握すること。
- (4) 遊泳前に、消毒液による足の消毒や洗浄用シャワーによる身体の洗浄をさせること。
- (5) 排便等でプールサイドを離れたときは、第4号の場合と同様に消毒や洗浄をさせること。
- (6) 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除き、オーバーフロー水に唾液やたんを吐かせないこと。
- (7) 他の利用者に危害を及ぼしたり、プール水を汚染させるおそれのあるものをプールやプールサイドに持ち込ませないこと。

## 5 その他

- (1) プールの設置者及びプール管理業務の受託者（請負者を含む）は、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。
- (2) 塩素を取り扱う者に対して、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に定める健康診断の他に、特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）に定める健康診断を実施すること。
- (3) プールの使用時間終了後は、プール施設を点検し、異常の有無を確認するとともに、人や動物が立ち入らないよう措置すること。
- (4) 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他エアロゾルを発生させやすい設備又は、水温が比較的高めの設備がある場合は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（平成13年9月11日付け健衛発第95号 厚生労働省健康局生活衛生課長）等を参考にして、適切に管理すること。  
また、その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。  
レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。
- (5) 水着その他直接肌に接するもので遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。  
また、不特定多数の者が使用するものについても、必要な衛生的管理を行うこと。

## 第10 プール水等の測定

要綱第10の規定による測定は、本要領第4、第5及び第6に規定する項目とし、その結果をプール管理日誌に記録すること。

## 第11 身分証明書

要綱第13第2項の規定による身分を示す証明書は、環境衛生監視員証とする。

## 第12 プール管理日誌

要綱第15の規定によるプール管理日誌には、次の内容を記録し、これを3年以上保管すること。

- 1 利用者数及び使用時間
- 2 凈化設備及び消毒設備の運転状況
- 3 補給水及び循環水量
- 4 消毒剤の使用量及び在庫量
- 5 施設の点検、整備及び清掃の状況
- 6 水質、空気及び照度の測定結果
- 7 水温、気温又は室温の測定結果
- 8 事故等の状況等
- 9 その他必要な事項

### 附 則

#### 1 施行期日

この要領は平成12年6月5日から施行する。

附 則 (平成13年9月18日旭衛検第338号)

#### 1 施行期日

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

#### 2 経過措置

第7第2項第6号才の基準及び第9第2項第5号才については、平成15年5月31日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日旭衛検第503号)

#### 1 施行期日

この要領は、平成20年3月28日から施行する。